

高齢者向住宅の特徴

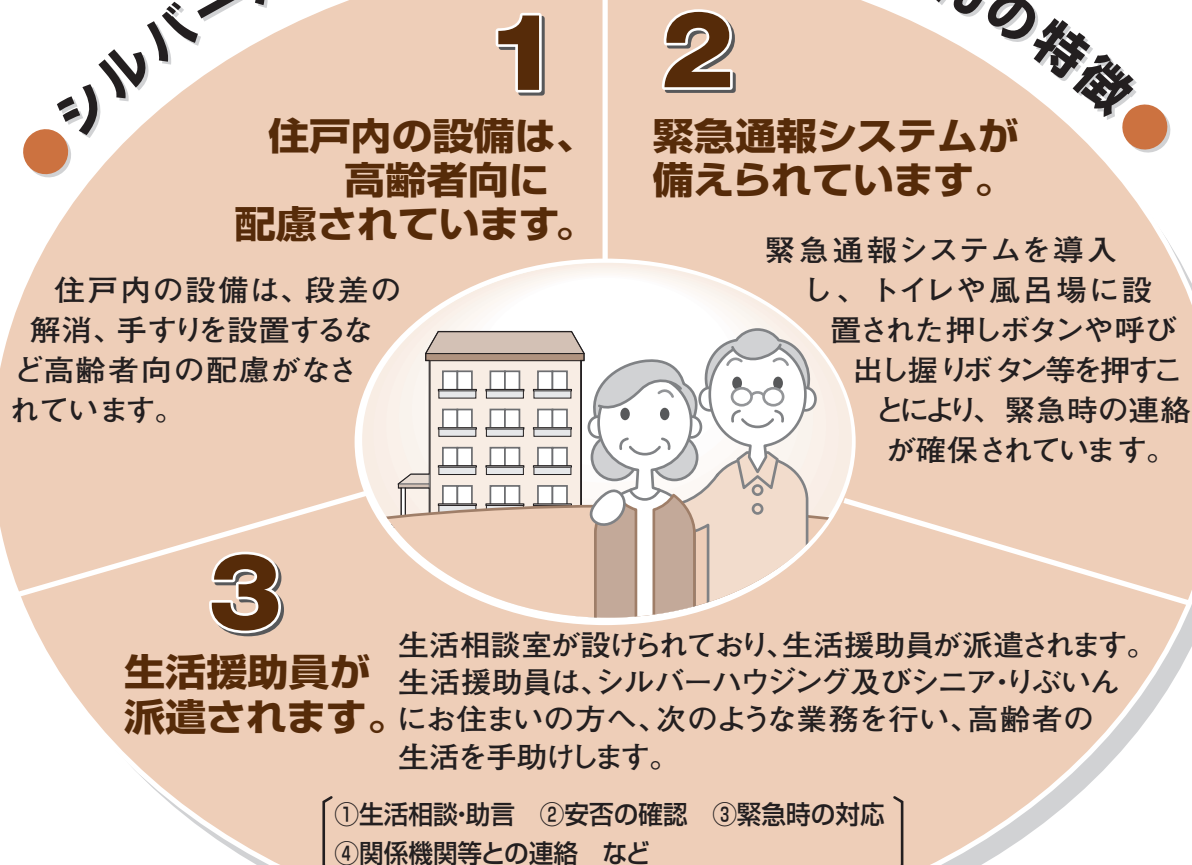
横浜市では、高齢者向市営住宅として、シルバーハウジング、シニア・りぶいん、一般仕様の3種類を供給しています。

高齢者の方が地域の中で自立し、安全で快適な生活を送れるように設計を行うとともに、シルバーハウジング、シニア・りぶいんについては緊急通報システムが導入され、生活援助員の派遣を行っています。(付随サービスのため、断ることはできません。)

1. シルバーハウジングとシニア・りぶいんについて

内 容	シルバーハウジング	シニア・りぶいん
(1) 建物の建設・所有など	横浜市が建設し、所有している市営住宅です。	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の土地所有者等が建設した住宅を、横浜市が市営住宅として借上げた住宅です。 ○建物の所有者は、民間の方です。 ○借上げ期間(通常20年間)が満了した場合は、他の市営住宅へ転居していただくことになります。
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> ○生活援助員の派遣は週2回(うち1回は安否確認のためご自宅に訪問します。) ○入居者の方には、共益費の他に生活相談・助言・安否の確認等にかかる費用の一部として、月額400円程度を負担していただきます。 	

シルバーハウジング、シニア・りぶいんの特徴



2. 一般仕様の高齢者向住宅について

住戸内の設備は、段差の解消、手すりを設置するなど高齢者向の配慮がなされています。ただし、シルバーハウジングやシニア・りぶいんのような緊急通報システムや生活援助員の派遣などはありません。

3. 注意事項

- 1** シルバーハウジング及びシニア・りぶいんとは、高齢者向につくられた住宅ですが、ケア付き住宅ではありません。
シルバーハウジング及びシニア・りぶいんに設置されている緊急通報システムと生活援助員の派遣は、付随サービスのため断ることはできません。
これらのサービスが不要な場合は、一般仕様の高齢者向住宅にお申込みください。
- 2** 緊急通報システムは居室内に設置されておりますので、横浜市の福祉サービスとしての「高齢者あんしん電話」を併せて利用することはできません。「高齢者あんしん電話」を利用されている方が入居される際は、廃止手続きが必要になります。（廃止手続きにつきましては、お住まいの区の区役所福祉保健センターにお問合せください。）
- 3** シニア・りぶいんには、一部住宅に電話回線（NTT等）を利用した緊急通報システムのものがありますので、**現在固定電話をお持ちでない方は、入居者の負担でNTT等の電話回線を引いていただく場合があります。**なお、インターネット接続の際、光回線が使用できない場合があります。
- 4** 緊急通報を受信したとき、又は1週間以上入居者と連絡がとれないときや週1回の安否確認時に安否の確認がとれないときは、玄関の鍵を解錠し、その住居内へ立ち入りをすることがあります。このため、入居時に鍵を1本お預かりします。なお、お預かりした鍵は緊急時以外は使用いたしません。
- 5** 共益費は、電気等の使用量や物価の変動などによる収支状況により改定されますので、ご承知おきください。
- 6** シルバーハウジング及びシニア・りぶいんの入居者については、建築局が住宅使用料（家賃）を決定する際に認定した収入区分に応じて、生活相談・助言・安否の確認等にかかる費用を負担していただくため、個人情報の一部を健康福祉局へ提出することへの同意書を提出していただきます。